

第4回 福井南警察署協議会

開催日時	令和7年12月19日（金）午後3時から
開催場所	福井南警察署 3階講堂
出席者	福井南警察署協議会 会長以下 6名 福井南警察署 署長以下 10名
協議会の概要	
<p>1 議事概要</p> <p>(1) 会長挨拶 (2) 署長挨拶 (3) 議事</p> <p>ア 警察署代表者会議の伝達 イ 令和7年11月末までの取組</p>	
<p>2 意見・質疑及び応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員： 自転車は狭い車道であっても車道を通るべきか伺う。また、シニアカーのルール等について伺う。 ● 警察： 自転車は、基本的に車道通行であるが、やむを得ない場合や、年齢に応じて歩道通行ができる。シニアカーは歩行者と同じ扱いになると認識してほしい。 ○ 委員： 自転車通行帯が運送業者等の駐車場所になっているケースがある。 ● 警察： 業者等は自動車を意識して、自転車通行帯のある左側に寄せて停めてい るものと思料される。企業講習等で周知を図る方針である。 ○ 委員： 高校生の自転車マナーに関する広報状況を伺う。 ● 警察： 本年4月に管内の全高校への講習を行ったほか、不定期に通学路等で安全指導をしている。来年4月、自転車の青切符導入前に、管内全校を回つて周知する予定である。 ○ 委員： 歩行者が横断歩道を渡ろうとしているのに、いまだに停止しない自動車 がいる。個人で直接注意すべきか伺う。 ● 警察： 現場で個別指導するなど、地道な現場指導等が必要である。直接注意す るのはトラブルに発展する可能性があるため、警察に通報願う。 ○ 委員： 歩行者の手前を通る自動車は、ある程度停止するようになったと思える が、その対向車が停止しないときがある。この場合、違反かどうか伺う。 ● 警察： 違反となる。対向車にとって右側にいる歩行者は見落としやすいものと 考えられる。取締りの参考とさせていただく。 ○ 委員： 国際電話利用休止手続を数多く行っていただき、感謝している。自分も 知人等に手続を勧めようと思っている。 ● 警察： 現在、書面での申込みは数が膨大で、完了までに半年を要すると言われ 	

ている。電話又はサイトからの申込みであれば2日、3日で完了するため、そちらを勧める。警察も直接訪問して手続を実施するので、その旨伝えていただきたい。

- 委員： 最近スーパーで、客に向けて「怒らないで」という内容のポスターが掲示されていた。この内容は犯罪に係るものか伺う。
- 警察： カスタマーハラスメントの全てが犯罪というわけではない。暴行や侮辱、強要に至るものであれば犯罪となる。しかしながら、様々な点に目を向けて防犯に取り組みたい。

